



熊本県公報

第13493号
令和7年(2025年)
12月12日(金)
(毎週火・金発行)

目次

告 示

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	2
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課)	3
○認定鳥獣捕獲等事業者の変更の認定	(自然保護課)	3
○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正	(監理課)	3
○道路の供用開始	(道路保全課)	4
○道路の供用開始	(〃)	4

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	4
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃)	7
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃)	12
○国土調査の成果の認証	(技術管理課)	13
○熊本都市計画地区計画(セミコンテクノパーク南地区計画)の変更	(都市計画課)	13
○肥料登録	(農業技術課)	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	13
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	14
○令和8年度(2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請要領(県内建設業者)	(監理課)	15
○公共測量の実施	(〃)	18

登 載 依 頼

○第23回熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(本人確認情報保護審議会)	18
○博物館の登録	(文化課)	18
○裁決手続開始決定	(収用委員会)	19
○裁決手続開始決定	(〃)	21
○公示による通知	(〃)	22
○県立学校複写サービス業務(第1号白黒)に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(学校人事課)	22
○県立学校複写サービス業務(第2号白黒)に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)	23
○県立学校複写サービス業務(第3号白黒)に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)	23
○県立学校複写サービス業務(第1号白黒)に係る一般競争入札の実施	(〃)	24
○県立学校複写サービス業務(第2号白黒)に係る一般競争入札の実施	(〃)	28
○県立学校複写サービス業務(第3号白黒)に係る一般競争入札の実施	(〃)	31
○令和7年度(2025年度)熊本県献血推進協議会の開催	(献血推進協議会)	35

正 誤

○令和7年(2025年)11月7日熊本県公告第656号(農用地利用集積等促進計画の認可)中	(担い手支援課)	35
---	----------	----

告 示

熊本県告示第862号

平成18年(2006年)2月17日熊本県告示第159号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9

項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石ノ前川	阿蘇市的石	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第863号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石ノ前川	阿蘇市的石	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第864号

平成23年(2011年)11月18日熊本県告示第1151号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
尻無川	阿蘇市藏原	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第865号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
尻無川2	阿蘇市竹原	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第866号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年12月12日

熊本県知事 木村 敬

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和60年熊本県告示第271号の11)の一部を次のように改正する。

別表第1肥後銀行本店の項中「熊本県信用組合本店営業部」を「熊本県信用組合本店営業部」に改め、同表中肥後銀行熊本市場支店の項を削る。

附 則

この要領は、令和7年12月12日から施行する。

熊本県告示第867号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 名称及び住所

一般社団法人 熊本県獣友会
熊本市東区錦ヶ丘5-27

2 代表者の氏名

高橋 重徳

3 変更の内容

捕獲従事者に係る変更

変更前 26名

変更後 31名

4 変更年月日

令和7年(2025年)11月27日

熊本県告示第868号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和7年12月12日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第10条第1項第4号中「第26条第3項ただし書」を「第26条第3項第2号」に改める。

第23条に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行いうように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかつたこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行いうように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかつたこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条に次の1項を加える。

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる

限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかつたこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第34条第6項中「、第7項」を削り、「から第36条まで」を「及び次条」に改める。第36条本文中「前払金」の次に「(中間前払金を除く。)」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第36条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

附 則

この約款は、令和7年12月12日から施行する。

熊本県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)12月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字豊岡字井料 255番1地先から 葦北郡芦北町大字豊岡字村添 197番2地先まで	173.5	防安交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)12月15日

熊本県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)12月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字安永字居屋敷 653番1地先から 上益城郡益城町大字安永字火迫 659番4地先まで	81.8	交安街
		上益城郡益城町大字安永字火迫 783番1の4地先から 同所 732番3地先まで	23.9	

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)12月15日

公 告

熊本県公告第710号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定によ

り公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
平井 修二 (亡) 平井 悟	水上村	幸野 市雄	水上村	球磨郡水上村大字岩野字原778ほか1筆
平井 修二 (亡) 平井 悟	水上村	幸野 敏朗	水上村	球磨郡水上村大字岩野字西ノ前2955-1ほか1筆
窪田 和博	水俣市	坂本 倭郎	水俣市	水俣市塩浜町256
山本 榮子	水俣市	山本 保	水俣市	水俣市袋字鳥越2501-32
甲斐 隆秀	錦町	株式会社興陽 農援	錦町	球磨郡錦町大字一武字新久保2122-18ほか1筆
土肥 りん	錦町	株式会社興陽 農援	錦町	球磨郡錦町大字一武字狩政下2577-28ほか1筆
和田 麻菜美	菊陽町	田中 繁幸	錦町	球磨郡錦町大字一武字平岩93-1ほか1筆
元田 道雄	錦町	田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字大坪403
愛甲 敬二	錦町	久保田 美代	錦町	球磨郡錦町大字一武字平岩下677-1
大石 萬	錦町	元村 彰浩	錦町	球磨郡錦町大字西宇上田2113-1
味岡建設株式会社	多良木町	東 吉次郎	人吉市	球磨郡錦町大字木上西字知敷原2-24ほか1筆
永畑 由美子	錦町	福永 謙次	錦町	球磨郡錦町大字西字七水口571-1ほか9筆
松村 まゆみ	錦町	植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字岩下1793
吉田 誠	錦町	植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5-35
吉田 誠	錦町	田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字岩立2110
赤坂 慎治	錦町	田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3-20ほか1筆
田中 正規	錦町	尾藤 健二	錦町	球磨郡錦町大字木上西字京出1567
田中 正規	錦町	植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字京出1664ほか2筆
和泉 淳	菊陽町	植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上北字杉ノ場112
栗原 欣也	錦町	川邊 俊彦	錦町	球磨郡錦町大字一武字郡角3662-1ほか1筆
小田 雅子	錦町	坂井 昭晴	錦町	球磨郡錦町大字木上西字十日市1272
久保田 文男	錦町	坂井 昭晴	錦町	球磨郡錦町大字木上西字十日市1273
元村 深雪	芦北町	勝田 正	芦北町	葦北郡芦北町大字米田字狩道1610ほか3筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字中原3355-1ほか4筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字中原3392ほか1筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字幸木3498-1ほか2筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字幸木3478ほか2筆
田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字大坪374ほか1筆
川邊 俊彦	錦町	球磨郡錦町大字一武字幸木3493-1ほか12筆
立作 浩一	錦町	球磨郡錦町大字西字柳田1895-19ほか7筆
中村 直樹	錦町	球磨郡錦町大字木上北字沖野26ほか19筆
川邊 俊彦	錦町	球磨郡錦町大字一武字松ノ本3124ほか3筆
立作 浩一	錦町	球磨郡錦町大字西字畠1948-101ほか1筆
中村 直樹	錦町	球磨郡錦町大字木上北字沖野43-2
尾方 伸輔	相良村	球磨郡錦町大字木上西字知敷原7-14ほか3筆
株式会社有田牧場	錦町	球磨郡錦町大字西字大王原133-1
川村 航陽	錦町	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509-54
前原 光志	錦町	球磨郡錦町大字一武字苅田494-1
植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3-15ほか4筆
吉村 陽一	錦町	球磨郡錦町大字木上東字砂田224ほか5筆
合同会社あぐり税所	錦町	球磨郡錦町大字一武字平岩78-1
合同会社あぐり税所	錦町	球磨郡錦町大字一武字苅田504-1ほか13筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字西字上鶴3721-1ほか8筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字魚地4318-6
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字郡角3584-3
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字中原3403-1ほか3筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字大原4133
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字下ノ原4219ほか12筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字中原3412-2ほか1筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字西字上鶴3727-1ほか4筆
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字中原3406-1
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字野里原2176-53
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字下ノ原4210
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字幸木3533
春田 修一	熊本市	熊本市北区植木町平井字井手上1475ほか1筆

出田 知行	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字堀川口537-1 ほか9筆
-------	-----	------------------------------

2 認可年月日
令和7年(2025年)12月1日

熊本県公告第711号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
堀本 洋典	菊池市	吉田 諭	菊池市	菊池市赤星字九ツ溝220ほか1筆
隈部 重次	菊池市	株式会社寿ワーム	菊池市	菊池市七城町荒牧字島巡293-1
村上 公則	菊池市	歌丸 敬二	菊池市	菊池市七城町水次字深町125
村上 公則	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字下河原182-1ほか1筆
緒方 勇	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字久保ノ下8
宮本 克子	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町山崎字前田3
石渕 キヨ子	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字前田87-3ほか1筆
神尾 和秀	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字西ノ前352
松本 博子	山鹿市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字西ノ前353
渡辺 鈴子	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町流川字冬水22ほか4筆
山田 京子	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字下河原191
楠本 忍	東京都調布市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町山崎字前田20
緒方 健一	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町山崎字前田51ほか1筆
神尾 浩昭	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字久保ノ下43
神尾 英幸 (亡) 神尾 道雄	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字前田93-1ほか3筆
松田 敬一	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町砂田字上河原32
小林 典洋	熊本市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字古閑ノ上1178
奈良崎 晋一	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町山崎字前田76-1ほか1筆
緒方 成章	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町山崎字前田76-2ほか1筆
石渕 清佳	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字久保ノ下35ほか7筆
片山 実	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字下河原20

(亡) 片山 眞升				8-2
小林 政純	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字泉水田16 8ほか3筆
松岡 敬二	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字泉水田17 0-1ほか4筆
松岡 一洋	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字西ノ前33 7ほか1筆
松岡 讓	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字下河原20 6
松岡 隆一	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字西ノ前36 6ほか1筆
西口 敬祐 (亡) 西口 敬尚	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字下河原19 0ほか1筆
中津 史雄 (亡) 中津 史生	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字下河原21 7-1ほか2筆
河津 哲司	湯前町	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町砂田字間所108 4ほか2筆
愛垣 光重 (亡) 愛垣 昭一	菊池市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字西ノ前37 6ほか4筆
松岡 稔正	熊本市	松岡 伸幸	菊池市	菊池市七城町水次字西ノ前33 6
霍田 和男	菊池市	柄原 清一	菊池市	菊池市七城町高田字石原町21 -2ほか1筆
霍田 憲昭	菊池市	柄原 清一	菊池市	菊池市七城町荒牧字久保田16 8-1ほか11筆
霍田 イツ子	菊池市	柄原 清一	菊池市	菊池市七城町高田字石原町20 -1
柄原 一則	菊池市	柄原 清一	菊池市	菊池市七城町高田字石原町17 -2ほか3筆
石井 登母子 (亡) 石井 雅雄	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字下鶴頭77 7-2ほか1筆
阪本 典子 (亡) 中村 武人	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字上鶴頭92 1
柄原 完清	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字南鶴頭94 1ほか7筆
柄原 完清 外1名	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字南鶴頭96 4-2
柄原 慶三	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字上鶴頭91 7
野口 和彦	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字南十三部1 059
長谷部 淳子	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字上鶴頭91 6
早田 雅信	菊池市	株式会社渡辺 農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字下鶴頭78 8-1
石井 康則	菊池市	株式会社渡辺	菊池市	菊池市七城町亀尾字上鶴頭91

		農産		9
石井 康則	菊池市	柄原 慶三	菊池市	菊池市七城町加恵字松の本 67 0-1 ほか4筆
柄原 宏信	菊池市	栗原 弘陽	菊池市	菊池市七城町加恵字諷訪の上 3 -1 ほか5筆
田代 誠也	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町林原字村上 308
田代 憲政	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字方保田 1 15-3
牧 和仁	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町林原字向平 77
園田 善久	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町蘇崎字坂本 521 ほか1筆
田代 雄二 (亡) 田代 照雄	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町蘇崎字大久保 84 1-1 ほか1筆
工 真弓	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字方保田 1 14-2 ほか7筆
井上 春生	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字町畠 33 -2 ほか1筆
大島 秀子	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字前畠 48 9-4
狩野 浩敏 (亡) 狩野 信義	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字前畠 48 9-3 ほか1筆
榮 澄男	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字方保田 1 18-2
長塩 清美 (亡) 園田 幸人	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町蘇崎字坂本 522 -1 ほか2筆
瀬川 富紀男	東京都 足立区	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町蘇崎字大久保 84 0
狩野 誠也	大阪府 大阪市	合同会社晃明	菊池市	菊池市七城町小野崎字水足 74 1-3 ほか1筆
旭農園有限会 社	菊池市	合同会社晃明	菊池市	菊池市泗水町亀尾字下谷 346 6 ほか5筆
竹内 浩幸	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字香町 251 5-2
野口 正明	熊本市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字吉閑前 30 44
上村 和宏	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字西前 241 2-1
伊牟田 裕一	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字高請 421 -1
有田 和明 (亡) 有田 熙	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字久米前 28 54-1 ほか1筆
有田 誠子	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字久米前 28 54-2
前田 博子 外1名	山梨県 南アル プス市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字吉閑前 30 79

吉田 公雄 (亡) 吉田 惠子 外1名	熊本市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字古閑前30 79
荒木 義臣	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字香町251 7-1
後藤 和信	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字上原141
上村 雅一	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字久米前28 46-1
有田 陽輔	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字上原159 -1
牧野 貴代美	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字西前241 1-1
伊牟田 茂久	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字西請851 -3ほか4筆
林 陽子	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字古閑前30 00-1
岩下 善寿	熊本市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字頭団334 8-1ほか1筆
古田 征久	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字古閑前30 43
有田 陽輔	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字久米前29 05-1
後藤 幸治 (亡) 後藤 梅遠	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字久米前28 92-1
永松 孝子	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字久米前28 45-1
荒木 義臣	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字麦田315 5-1
後藤 和信	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字麦田318 1-1ほか3筆
上村 雅一	菊池市	農事組合法人 久米	菊池市	菊池市泗水町豊水字西前239 1-1
岩尾 敏明	菊池市	糸岡 拓哉	菊池市	菊池市旭志伊萩字松尾485- 1
大塚 幸広	菊池市	農事組合法人 杉井川	菊池市	菊池市旭志伊萩字大久保164 0-3
野口 和夫	菊池市	株式会社アド バンス	菊池市	菊池市旭志新明字玉迫3-1
平山 一浩	菊池市	株式会社アド バンス	菊池市	菊池市旭志川辺字本分居屋敷7 07-1
中津 秀明 (亡) 中津 明夫	大津町	株式会社アド バンス	菊池市	菊池市旭志新明字妙産1128
三池 憲一	菊池市	株式会社アド バンス	菊池市	菊池市旭志川辺字三赤迫167 5-2
右田 松男	菊池市	株式会社アド バンス	菊池市	菊池市旭志川辺字三赤迫167 5-1
上嶋 徳雄	合志市	上島 英樹	合志市	合志市上庄字中辻710ほか1 筆

澤田 裕典 (亡) 澤田 弘子	合志市	澤田 清	合志市	合志市幾久富字中原 6 7 5 ほか 1筆
高來 正人 (亡) 高來 亀吉	合志市	ピースグリー ン株式会社	合志市	合志市栄字西沖 3 7 9 4 - 1
木永 輝幸 (亡) 木永 メイコ	合志市	木永 誠一	合志市	合志市上庄字中辻 7 2 8
高山 君子	合志市	村上 秀一	合志市	合志市栄字新地 1 0 5 2 ほか 2 筆
村上 末嗣	合志市	村上 秀一	合志市	合志市栄字新地 1 0 8 1 - 1 ほ か 1 1筆
角田 光一	静岡県 沼津市	角田 泰隆	合志市	合志市上生字上ノ原 5 6 0
上野 洋	合志市	角田 泰隆	合志市	合志市上生字上ノ原 5 4 8 ほか 1筆
合志 京助	合志市	株式会社松永 牧場	合志市	合志市上庄字定原 1 6 9 8
衛藤 昭信	合志市	株式会社松永 牧場	合志市	合志市福原字蛇塚 2 7 1 1 - 1
松田 和久	合志市	長野 昌治	合志市	合志市栄字権現原 7 4 7 ほか 1 筆
中島 大輔	合志市	新永 文治	合志市	合志市豊岡字源八米 1 3 9 5 - 1 ほか 2筆
齋藤 寿靖	合志市	後藤 公志	合志市	合志市豊岡字反ノ木 9 6 3
齋藤 寿靖	合志市	後藤 勝	合志市	合志市豊岡字南谷 1 0 6 0 ほか 1筆
齋藤 寿靖	合志市	中島 司人	合志市	合志市豊岡字下定ノ上 1 1 5 8 - 1 ほか 1筆
工藤 一伸	合志市	工藤 淨二	合志市	合志市合生字塚口 2 8 9 3
續 雄一郎	合志市	境 敬二	合志市	合志市野々島字尾ノ上 1 6 4 7 ほか 1筆
榮 美和	合志市	水町 勝	合志市	合志市御代志字中原 5 6 4 - 1
川北 一明	佐賀県 佐賀市	三山 孝行	合志市	合志市野々島字木原野 2 2 7 5
大島 徹也	合志市	大島 健	合志市	合志市野々島字八通丸 3 3 3 6 - 1 ほか 7筆
緒方 良雄	合志市	松永 友泰	合志市	合志市合生字北田 1 3 3 2
緒方 昇一郎	合志市	松永 友泰	合志市	合志市合生字前田 1 7 2 8 ほか 1筆
稻浦 成子 (亡) 稲浦 博之	西原村	吉永 伸博	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字北平 3 2 9 - 1
中村 尚登	西原村	山下 義博	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字上新所 原 3 0 0 0 ほか 1筆
東 一郎	西原村	山下 義博	西原村	阿蘇郡西原村大字鳥子字中原 5 1 0 - 2 ほか 1筆
堀田 茂弘	大津町	米田 雄希	西原村	阿蘇郡西原村大字河原字市川原 1 0 5 8 ほか 1筆
岩本 圭史	西原村	山下 浩司	西原村	阿蘇郡西原村大字河原字秋田原 5 5 2 - 1

海東 博文	熊本市	有限会社松本農産	山都町	阿蘇郡西原村大字布田字下西原643
-------	-----	----------	-----	-------------------

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社渡辺農産	菊池市	菊池市七城町亀尾字下鶴頭777-1
福島 秀明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字切所口1471ほか1筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)12月1日

熊本県公告第712号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受け る者		農地中間管理権の設定等及び 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
小場佐サエ子	宇城市	合同会社押忍ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3136-1
城塚 昭子	宇城市	城塚 陽一	宇城市	宇城市豊野町下郷字中ノ丸2568
遠山 伸代 (亡) 遠山勤	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1664-5
上村 千尋	宇城市	池田 和喜	宇城市	宇城市三角町戸馳字大田1309
松本 敏雄	宇城市	池田 和喜	宇城市	宇城市三角町戸馳字大田1421
亀浦 晃	宇城市	近藤 洋之	宇城市	宇城市松橋町豊福字折敷町188-2
上村 力 (亡) 上村善衛	宇城市	堀尾 長門	熊本市	宇城市不知火町永尾字東背ノ草96-4ほか2筆
須崎 ひとみ	熊本市	合同会社河瀬果樹園	宇城市	宇城市三角町波多字郷開2714-1ほか5筆
磯本 ヨシエ	宇城市	木村 弘幸	宇城市	宇城市不知火町永尾字天神514
宮川 雅子	宇城市	吉村 浩吉	宇城市	宇城市小川町江頭字正ノ浜411-1ほか1筆
道山 良香	熊本市	吉村 浩吉	宇城市	宇城市小川町江頭字正ノ浜412-1
南 憲生	熊本市	村上 嘉一	熊本市	宇城市三角町戸馳字大迫1181ほか1筆
池上 義美	宇城市	高洲 聖司	宇城市	宇城市松橋町御船字六番割416
高洲 健雄	宇城市	高洲 聖司	宇城市	宇城市松橋町豊崎字宮ノ下623ほか15筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)12月1日

熊本県公告第713号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年（2025年）12月12日

熊本県知事 木村 敬

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	調査を行つた地域	成果の名称	認証年月日
五木村	令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）まで	甲の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年（2025年）12月2日
山都町	令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）まで	上川井野の全部、川野・麻山の一部	地籍図及び地籍簿	令和7年（2025年）12月2日

熊本県公告第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画（セミコンテクノパーク南地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年（2025年）12月12日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第715号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年（2025年）12月12日

熊本県知事 木村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1376号	消石灰	73.0 消石灰	アルカリ分：73.0	該当なし	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	令和13年（2031年）11月24日

熊本県公告第716号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月12日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番2743
907.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10
株式会社ジョイント

熊本県公告第717号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月12日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字森宇居島780番1及び同781番1
3, 244.83平方メートル
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区安政町8番16号804
TPC日本株式会社

熊本県公告第718号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	
木庭 正秀	熊本市	熊本市北区植木町田底字苗代田1637番1 ほか1筆
津田 英樹	菊陽町	熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上2440番 1ほか1筆
奥村 高俊	熊本市	熊本市南区無田口町字南三町2116番1ほか2筆
緒方 佳子	熊本市	熊本市南区城南町舞原字出水原725番1
中尾 勝則	菊池市	菊池市赤星字高殿1763番
水上 守	熊本市	菊池市泗水町永字松ノ下4167番
岡崎 俊武	岡山県倉敷市	菊池市木柑子字東山ノ上792番7
西本 勇市	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡936番
高木 祥英	益城町	上益城郡益城町大字島田字馬場崎1256番3
新立 嘉孝	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字大平1877番6 ほか3筆
守永 英徳	錦町	球磨郡錦町大字西字涼松999番ほか7筆
松村 まゆみ	錦町	球磨郡錦町大字木上西字岩下1853番
椎葉 幹雄	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字平松1050番ほか1筆
坂井 誠太郎	宇城市	宇城市豊野町安見字神山1741番ほか1筆
中山 晴喜	阿蘇市	阿蘇市役犬原字砂原2319番1ほか1筆
境 照美	合志市	合志市野々島字瀬吐646番ほか1筆
衛藤 宗徳	合志市	合志市竹迫字御堂園988番
本田 洋一	熊本市	合志市合生字島ノ本963番1ほか3筆
平山 和敬	合志市	合志市須屋字山伏塚2088番1
津留 千美代	西原村	阿蘇郡西原村大字河原字門出614番1

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	
川上 喬司	熊本市	熊本市南区砂原町字上古川1054番
木村 颯	熊本市	熊本市南区川口町字前942番
田中 博行	熊本市	熊本市南区川口町字漱750番2ほか1筆
株式会社ミチファットリア	熊本市	熊本市南区川口町字前930番2
坂井 北斗	菊池市	熊本市北区植木町田底字古川1723番ほか4筆
中川 雅公	熊本市	熊本市西区河内町白浜字渡瀬1551番ほか1筆

小崎 貴一朗	熊本市	熊本市西区河内町白浜字檜原135番ほか3筆
松村 繁輝	熊本市	熊本市南区御幸木部町字汐入2302番ほか1筆
有限会社一郎ファーム	大津町	菊池郡大津町大字杉水字上鶴2224番ほか1筆
有限会社肥後あゆみの会	宇城市	阿蘇郡産山村大字片俣字柄杓田393番1ほか3筆
藤田 保生	西原村	阿蘇郡西原村大字鳥子字桑木迫1415番1ほか1筆
永本 智裕	御船町	上益城郡御船町大字小坂字著原193番ほか1筆
古川 十市	相良村	球磨郡錦町大字西字尾町236番2
西川 定信	錦町	球磨郡錦町大字西字沼1675番1ほか1筆
井上 義博	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字黒田2636番
出水田 一夫	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字黒田2491番ほか1筆
清田 雄司	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字永岡1832番1ほか1筆
宮原 幸昭	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字新別府175番1
石山 孝史郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1749番
尾方 誓也	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字的射場917番ほか3筆
城下 剛	宇城市	宇城市小川町南新田字南宇土割739番3
中島 達也	熊本市	宇城市不知火町永尾字西背ノ草195番41
河野 公明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島549番2ほか5筆
甲斐 修一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字六田269番1ほか1筆
吉木 哲郎	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字古閑2296番1ほか3筆
鳴瀬 虎琉	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字神楽田3552番6
後藤 勝	合志市	合志市豊岡字下定ノ上1149番1ほか2筆
井本 信市	合志市	合志市上庄字千経塚2752番
幸恵 知浩	合志市	合志市野々島字丸内2733番
野田 政弘	菊池市	菊池市七城町高島字米田301番
池本 重徳	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1367番
八田 祥吾	山都町	上益城郡山都町入佐字下吉鶴3532番ほか2筆
木村 幸則	山都町	上益城郡山都町御所字下岩立3105番ほか3筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)12月4日

熊本県公告第719号

令和8年度(2026年度)において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

第1 令和8年度(2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請(指名願)

1 申請の対象者

令和8年度(2026年度)において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者

- (1) 令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)を提出し、令和7年度(2025年度)及び令和8年度(2026年度)に有効な入札参加者資格の認定を受けている者(以下「有資格者」という。)以外の者であること。
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外について競争入札に参加しようとする者であること。

2 申請の受付

(1) 申請方法

電子申請又は郵送申請

※電子申請システムのURLは、12月下旬に県ホームページに掲載予定

※郵送申請は、簡易書留に限るものとする。

(2) 受付期間

令和8年(2026年)1月5日(月)から令和8年(2026年)1月23日(金)まで(令和8年(2026年)1月23日(金)の消印有効)

(3) 提出先

〒862-8570(住所記載不要)

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和8年度(2026年度)一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(別記様式1、2、3-1、3-2、4) 1部

- (2) 「経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書」の写し(申請時までに当該通知書の送付を受けていない場合は、「経営事項審査申請書類一式(添付書類は不要)」の写し) 1部

※熊本県知事許可を有する建設業者にあっては、令和6年度(2024年度)10月1日から令和7年(2025年)9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの

※国土交通大臣許可を有する建設業者にあっては、令和6年(2024年)7月1日から令和7年(2025年)6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの

- (3) 審査対象事業年度に係る変更届出書(事業年度終了)の「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」の写し 1部

- (4) 第1の1(2)に掲げる者にあっては、令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し 1部

- (5) 国税(法人税と消費税及び地方消費税)に未納税額がないことの証明書(その3の3)(写し可) 1部

※個人事業主は、様式その3の2

※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの

※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けることが分かる書類を提出

- (6) 熊本県税に未納税額がないことの証明書(28号様式)(旧・その6証明書)(写し可) 1部

※税目は、「全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及び地方法人特別税・特別法人事業税」とすること。

※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの

※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けることが分かる書類を提出

- (7) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、令和7年(2025年)12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類 1部

ア 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書(基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)

イ 社会保険の標準報酬決定通知書(直近のもの)及び領収書又は完納証明(審査基準日を含む月の保険料を納付したこと)を証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)

第2 令和8年度(2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請(格付申請)

1 申請の対象者

「令和8年度(2026年度)一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のい

ずれかを希望した建設業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 令和6年(2024年)1月から令和7年(2025年)12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 令和7年(2025年)6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく法定雇用率が適用される者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は専修学校を令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和7年(2025年)12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- (4) 令和7年(2025年)9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 令和7年(2025年)12月31日現在において、常勤の従業員又は役員が県内の消防団に入団している者、県内市町村から消防団協力事業所表示証の交付を受けている者又は保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 令和6年(2024年)1月から令和7年(2025年)12月までの間に、建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い、5百万円以上の支出を行った者
- (7) 令和7年(2025年)9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (8) 令和3年(2021年)1月から令和7年(2025年)12月までの間に、特許権、NETIS(新技術情報提供システム)又は熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録が行われた実績のある者
- (9) 令和6年(2024年)1月から令和7年(2025年)12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (10) 令和7年(2025年)9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (11) 令和7年(2025年)9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (12) 平成23年(2011年)4月1日から令和7年(2025年)12月31日までの間に完成した工事(公共工事に限る。)において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (13) 令和2年(2020年)10月1日から令和4年(2022年)9月30日までの間に、満35歳未満の者を採用し、令和7年(2025年)9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (14) 令和3年(2021年)1月から令和7年(2025年)12月までの間に、従業員又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (15) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤環境配慮計画書(いずれも計画期間に令和7年度(2025年度)を含むものに限る。)を任意で県に提出している者
- (16) 令和8年(2026年)1月31日現在において、プライム企業に認定されている者
- (17) 令和8年(2026年)1月31日現在において、熊本県SDGs登録制度に登録されている者

2 申請の受付

- (1) 申請方法
郵送申請のみ
※簡易書留に限るものとする。
- (2) 受付期間
令和8年(2026年)1月5日(月)から令和8年(2026年)1月23日(金)まで(令和8年(2026年)1月23日(金)の消印有効)
- (3) 提出先
〒862-8570(住所記載不要)
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和8年度(2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書(別記様式5) 1部
- (2) 別に定める「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。

- 2 第1の3及び第2の3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査において総合評定値の請求を行っていない業種及び「完成工事高」に実績がない業種につい

ては、申請を受け付けない。

3 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、令和7年(2025年)12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りでない。

4 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。

5 審査の結果は令和8年(2026年)3月末までに文書にて通知する予定である。

第4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

第5 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485

熊本県公告第720号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(カラー数値撮影(デジタル)、同時調整)	令和7年(2025年) 11月6日から 令和8年(2026年) 3月27日まで	氷川町(33.36km)

登載依頼

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

第23回熊本県本人確認情報保護審議会を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県本人確認情報保護審議会

1 開催日時

令和7年(2025年)12月17日(水)午後1時から午後2時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 報告事項

(1) 本人確認情報保護対策について

- ① 県の本人確認情報保護対策の取組み
- ② 市町村の本人確認情報保護対策の取組み

(2) 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

(3) その他

4 傍聴者の定員

3人

5 傍聴手続

(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴手續は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 非公開の議題

会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。

7 問合せ先

熊本県本人確認情報保護審議会事務局(熊本県総務部市町村・税務局市町村課)
(電話 096-333-2105)

熊本県教育委員会告示第38号

博物館法(昭和26年法律第285号。以下、「法」という。)第11条の規定により博物館を登録したので、法第14条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪浩樹

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
熊本県(熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1)
- 2 博物館の名称及び所在地
熊本県立美術館(熊本県熊本市中央区二の丸2番地)
- 3 登録の年月日
令和7年(2025年)12月3日

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県収用委員会会長 宮田房之

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道57号改築工事(宇土道路)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
 - (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県宇土市網津町

字名 及び 地番	地目		全体の面積(m ²)		収用しようとする 土地の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
上平原 2720番	山林	山林	426	426.65	349.10
南谷 2800番	畑	山林	536	536.23	173.84
南谷 2804番	畑	山林	203	203.14	202.66

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
別表1記載のとおり

- 5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

- (1) 熊本県宇土市網津町字上平原2720番及び同町字南谷2804番について
奥村 猛
熊本県熊本市中央区新大江3丁目20番33号
抵当権

- (2) 熊本県宇土市網津町字南谷2800番について
氏名及び住所は、別表2記載のとおり
抵当権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和7年(2025年)11月27日

(別表1)

土地登記名義人(亡)満永阿喜の法定相続人のうち川上久雄外29名

氏名	住所	持分
川上 久雄	熊本県熊本市南区野田3丁目2番26号	20分の3
興津 博司	熊本県熊本市西区島崎5丁目35番36号	640分の1
中山 加奈子	熊本県熊本市南区城南町下宮地272番地16	7680分の1
横田 直美	熊本県熊本市北区打越町42番17号 AGH中野C-1	7680分の1
興津 博幸	熊本県熊本市西区島崎5丁目35番36号	7680分の1
日高 真奈美	熊本県熊本市南区護藤町2633番地4	7680分の1
牧本 信近	神奈川県川崎市幸区南加瀬5丁目11番23-303号 リバーコート新川崎	288分の1
牧本 祥子	神奈川県川崎市多摩区長沢4丁目35番4号	576分の1
牧本 功貴	東京都荒川区荒川3丁目19番1号 鈴木荘201	1728分の1
岡田 綾子	東京都世田谷区喜多見3丁目16番6号	1728分の1

牧本 貴之	東京都町田市旭町3丁目20番21号	1728分の1
牧本 祐輔	熊本県菊池郡大津町大字室1912番地7	288分の1
牧野 純子	福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目33番11-1105号 ターミナルマンション朝日プラザ博多	480分の1
牧本 榮子	熊本県熊本市東区上南部2丁目12番67号	960分の1
水城 清美	熊本県熊本市中央区新大江2丁目24番8号 託麻原団地1-203	1920分の1
三島 匠代	熊本県熊本市東区長嶺東8丁目15番33号	1920分の1
若林 久美子	岡山県岡山市北区清心町9番1号	24分の1
千葉 一利	茨城県鹿嶋市大字宮中49番地12	32分の1
村上 政義	住所不明	
上記不在者 財産管理人 tsuji司法書士法人 代表者社員 辻 将人	熊本県八代市横手町1675番地1 (主たる事務所) 熊本県八代市田中西町5号7番地2 S R S Tビル101	96分の1
松山 龍美	熊本県八代市松崎町529番地1	24分の1
松山 豊	福岡県北九州市小倉北区熊谷二丁目12番25号	216分の65
菊地 郁世	千葉県船橋市坪井東1丁目9番9号	162分の1
池田 ひろみ	茨城県古河市久能1213番地88	324分の1
池田 龍	千葉県千葉市中央区今井町1378番地10 白百合205号	648分の1
梅澤 菜穂	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目2番地2	648分の1
久保 行生	山口県美祢市大嶺町東分2962番地1	162分の1
宮本 君枝	山口県山口市旭通り二丁目4番25号	162分の1
小西 政幸	大阪府茨木市沢良宜浜二丁目13番29号 村井ハイツA棟 102号	81分の1
松山 ヨシエ	住所不明	
上記不在者 財産管理人 司法書士 大村 英樹	熊本県宇城市松橋町両仲間195番地2 (事務所) 熊本県宇城市松橋町きらら3丁目1番地6 A i III 202	27分の1
竹内 りう子	熊本県熊本市西区八島2丁目9番3-204号 八島団地	3分の1

(別表2)
抵当権者(亡)清田亀喜の法定相続人

氏名	住所	相続分 (民法第900条 及び第901条)
清田 光徳	熊本県宇土市網津町3443番地	9分の2
本田 芳子	熊本県熊本市南区刈草3丁目3番15号 愛莉園・力合323号室	15分の1
本田 洋一	京都府宇治市平尾台四丁目5番地の5	90分の1
本田 信二	東京都稻城市大丸536番地の5 多摩稻城マンション1-608号	90分の1
田村 シズ子	熊本県宇土市南段原町161番地1 老人ホーム芝光苑	45分の2
平岡 千枝	熊本県熊本市西区池田2丁目55番1-204号 上岩迫団地3棟	90分の1
平岡 拓也	千葉県柏市光ヶ丘3丁目1番10号	90分の1

稻生 誠治	熊本県熊本市南区城南町舞原318番地8	45分の1
清田 シナ子	熊本県宇土市網津町3443番地	45分の2
清田 幸代	熊本県宇土市網津町3453番地	36分の1
清田 公誠	熊本県宇土市網津町3453番地	108分の1
清田 英士	熊本県宇土市神馬町549番地16	108分の1
清田 和臣	熊本県宇土市網津町3453番地	108分の1
木村 百合子	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂422番地	18分の1
木下 公子	熊本県宇土市一里木町82番地	18分の1
米田 恵子	熊本県熊本市東区若葉2丁目13番11-202号 シティライフ若葉	18分の1
松山 醇子	熊本県熊本市南区土河原町172番地1 市営土河原団地106	252分の1
巻 総一郎	熊本県熊本市北区麻生田3丁目3番31号	252分の1
須田 千佳子	東京都青梅市今寺1丁目520番地	252分の1
岡田 市子	熊本県宇城市松橋町古保山3603番地3	252分の1
巻 紀里子	東京都杉並区高井戸東2丁目6番20号 マンションカメリア式番館 301	252分の1
舛田 瞳子	熊本県熊本市中央区出水4丁目2番14号	252分の1
巻 鷹子	福岡県福岡市南区平和2丁目20番9号	252分の1
巻 ひとみ	福岡県福岡市南区平和2丁目18番21号	252分の1
巻 章子	熊本県熊本市中央区練兵町42番地7 コーポマルキ302号	252分の1
石田 君代	愛知県豊田市五ヶ丘7丁目23番地5	252分の1
巻 昇治	熊本県宇城市小川町河江630番地1	252分の1
宇井 朋子	東京都板橋区赤塚新町三丁目14番19号	252分の1
玉井 啓子	千葉県船橋市習志野台6丁目7番6棟202号	63分の1
軒口 秀子	岡山県倉敷市連島町鶴新田793番地3	756分の11
塩澤 大五郎	福岡県福岡市中央区鳥飼3丁目 16番12-705号 キャッスル城西	1512分の11
塩澤 礼二郎	熊本県熊本市南区川尻4丁目5番30号	1512分の11
巻 俊光	神奈川県厚木市森の里3丁目8番1-304号	756分の11
迫田 洋子	宮崎県都城市下川東二丁目6号6番地1	189分の1
岩吉 公子	熊本県熊本市中央区南熊本3丁目13番18号	189分の1
内村 忠生	住所不明 ただし 住民票上の住所 熊本県熊本市南区富合町杉島1457番地	189分の1
大橋 節子	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂375番地	126分の1
大久保 優子	神奈川県川崎市多摩区長沢1丁目12番2号	252分の1
秋間 理恵子	東京都昭島市松原町3丁目5番15-203号	252分の1
広田 陽子	福岡県遠賀郡遠賀町広渡一丁目15番6号	18分の1
松本 勝	福岡県福津市宮司2丁目12番16号	18分の1
巻 由紀子	北海道室蘭市白鳥台2丁目20番11号	72分の1
巻 圭一	大阪府吹田市千里山松が丘6番1号	144分の1
瀧田 香織	北海道札幌市西区発寒13条4丁目10番12号	144分の1
巻 周吉	熊本県熊本市中央区出水8丁目9番38号	36分の1
巻 徹	熊本県熊本市中央区九品寺3丁目16番64号	36分の1

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和7年（2025年）12月12日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道57号改築工事(宇土道路)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県宇土市網津町字西谷

地番	地目		全体の面積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
3252番19	山林	山林	1460	1460.36	118.53

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、登記記録の表題部所有者(亡) 寺田 甚次郎の法定相続人

村上 ミナ子(持分36分の11)

熊本県熊本市東区東本町2番5号

寺田 謙二(持分36分の25)

熊本県宇土市神馬町314番地

古城パル101

又は

寺田 茂(納税義務者)

熊本県宇土市網津町1624番地3

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和7年(2025年)11月27日

熊本県収用委員会公告第4号

公示による通知

熊本県宇土市網津町字南谷2800番の抵当権者(亡) 清田亀喜の法定相続人 内村忠生(持分189分の1)

住所不明 ただし 住民票上の住所 熊本県熊本市南区富合町杉島1457番地

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

令和7年(2025年)12月3日付け熊取第28号の2の書面(令和7年度熊取第1号、第2号案件(網津I案件)に係る第1回審理開催通知)

(注意) 上記書面を受領しないときは、令和7年(2025年)12月23日をもって書面の通知があったものとみなされます。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

熊本県教育委員会告示第39号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪 浩樹

1 競争入札に付する事項

県立学校複写サービス業務(第1号白黒)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)12月26日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会告示第40号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

県立学校複写サービス業務(第2号白黒)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)12月26日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会告示第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

県立学校複写サービス業務（第3号白黒）

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)12月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第56号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

県立学校複写サービス業務（第1号白黒）

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

県立学校複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日（水）から令和9年(2027年)3月31日（水）まで

ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。

(6) 設置場所

県央学区（熊本市各区、上益城、宇城管内）の県立学校のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）

(7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に

については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）12月26日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 複写機仕様確認書

ウ 複写サービス業務に係る保守体制等

エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、

(1) イからエに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからエまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月3日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月2日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）2月3日（火）午前10時

(イ) 場所 1 (3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）2月2日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1 (3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing services (contract category 1)

(2) Date and Place for tender:

Date : February 3rd, 2026, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第57号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

県立学校複写サービス業務(第2号白黒)

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

県立学校複写サービス業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。

(6) 設置場所

県北学区(玉名、鹿本、菊池、阿蘇管内)の県立学校のうち複写サービス業務(白黒)を必要とする場所(仕様書のとおり)

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価(以下「合計金額」という。)とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」

に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）12月26日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 複写機仕様確認書

ウ 複写サービス業務に係る保守体制等

エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月3日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月2日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）2月3日（火）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）2月2日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項

の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができます。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing services (contract category 2)

(2) Date and Place for tender:

Date : February 3rd, 2026, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第58号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

県立学校複写サービス業務(第3号白黒)

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

県立学校複写サービス業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。

(6) 設置場所

県南学区(八代、芦北、球磨、天草管内)の県立学校のうち複写サービス業務(白黒)を必要とする場所(仕様書のとおり)

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総額(以下「合計金額」という。)とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)12月26日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 複写機仕様確認書

ウ 複写サービス業務に係る保守体制等

エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月3日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月2日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）2月3日（火）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年（2026年）2月2日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のI Cカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing services (contract category 3)

(2) Date and Place for tender:

Date : February 3rd, 2026, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県献血推進協議会公告第1号

令和7年度(2025年度)熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)12月12日

熊本県献血推進協議会

会長 木村 敬

1 開催日時

令和8年(2026年)2月16日(月曜日)

午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

熊本市東区長嶺南2丁目1番1号

熊本県赤十字血液センター 3階大ホール

3 議事

(1) 報告事項

ア 令和7年度(2025年度)献血実績について

イ 血液事業の現状について

ウ 血液製剤の供給状況について

(2) 協議事項

ア 令和8年度(2026年度)献血推進計画(案)について

(3) 質疑

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順でを行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県献血推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課)

(電話 096-333-2242 (ダイヤルイン))

正 誤

令和7年(2025年)11月7日熊本県公告第656号(農用地利用集積等促進計画の認可)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ		行		
13		3		
正				
津田 清美	熊本市	津田 礼峰	熊本市	熊本市西区島崎三丁目52ほか 1筆
緒方 絹子	熊本市	合同会社しら かわべRC	熊本市	熊本市南区奥古閑町字手永開4 349-1ほか2筆
誤				
津田 清美	熊本市	津田 礼峰	熊本市	熊本市西区島崎三丁目52ほか 1筆
村上 恭博	熊本市	田中 タミコ	熊本市	熊本市南区田迎町大字良町字初 町733-1ほか2筆
緒方 絹子	熊本市	合同会社しら かわべRC	熊本市	熊本市南区奥古閑町字手永開4 349-1ほか2筆